

## 点検設備に関する事項

### 改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

### 改正事項

点検設備に関する事項

### 改正理由

IACS 統一解釈 SC191 では、固定点検設備に関する SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6 規則及びその技術要件である決議 MSC.151(78)及び決議 MSC.158(78)の解釈を定めている。

本 IACS 統一解釈について、2013 年 3 月に開催された IMO 第 57 回設計設備小委員会（DE57）において審議が行われた結果、当該統一解釈のうち区画内の交通に供される開口寸法に関する解釈については合意が得られず、当該解釈の削除が行われた上で、IMO 統一解釈として合意され、2013 年 6 月に開催された IMO 第 92 回海上安全委員会（MSC92）において承認された。

IACS では、今回の DE57 の結果を受けて、統一解釈 SC191 の見直しを行い、IMO にて合意されなかった解釈を削除した UI SC191 (Rev.5)案を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC191 (Rev.5)案に基づき関連規定を改めた。

### 改正内容

区画内の交通に供される開口について、規定の開口寸法が設けられない場合の解釈を削除した。